

## 大阪市阿倍野区と東急不動産株式会社との連携に関する協定書

大阪市阿倍野区（以下「甲」という。）と東急不動産株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 子育て支援に関すること
- (3) 子どもたちの多様な可能性の芽を育てること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) 保健・福祉に関すること
- (6) 防災・防犯に関すること
- (7) 区政のPRや情報発信に関すること
- (8) その他本協定の目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行う。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定はさらに一年間更新され、その後も同様とする。

### （秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た秘密情報を、第三者に開示、漏えい又はこの協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 大阪市阿倍野区文の里一丁目1番40号      乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

大阪市阿倍野区長      山田 国広

東急不動産株式会社

都市事業ユニット      都市事業本部

執行役員      本部長      鮫島 泰洋